令和 6 年 12 月 27 日
青森市総務部人事課長

懲戒処分について

本市職員を地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により懲戒処分としたので、別紙のとおりお知らせいたします。

【問合せ】青森市総務部人事課　担当：課長 村田、主査 榊
TEL：017-734-5093、080-8608-6283　FAX：017-734-5091

別紙

１　市民病院における個人情報の漏洩について

（１）事案の概要

患者の個人情報を第三者に漏洩したもの

（２）被処分者及び処分量定

市民病院看護局　看護師　須藤　克枝（45 歳）　停職 4 月

【量定判断要素】

・個人情報を漏洩したこと

・自己の利益を図る目的や被害者を傷つける目的はなかったこと

（３）処分日

令和 6 年 12 月 27 日

２　勤務時間中の喫煙について

（１）事案の概要

勤務時間中の喫煙について、厳に慎むよう再三にわたり所属長等から指導を受けていたにも関わらず、その指導に従わず、勤務時間中の喫煙を繰り返していたもの

（２）被処分者及び処分量定

市民部行政情報センター市民課　主幹（50 代　男性）　戒告

【量定判断要素】

・再三の指導にも関わらず、勤務時間内に喫煙を繰り返し、職務を怠っていたもの

（３）処分日

令和 6 年 12 月 27 日

３　速度超過事案について

（１）事案の概要

令和６年７月 23 日(火)午後８時 27 分頃、公務外において、私用車を運転し、下北半島縦貫道路を走行中、制限速度時速 70km のところを時速 110 kmで走行したため、「速度違反自動取締装置」により速度超過 40km の違反が確認され、検挙されたもの。

（２）被処分者及び処分量定

企画部連携推進課　主事（20 代　男性）　戒告

【量定判断要素】

・時速 30 km以上超過する重大な義務違反であること

（３）処分日

令和６年 12 月 27 日